

由利本荘市子育て応援券事業 実施要綱

令和5年6月28日
由利本荘市商工会

1 目的

原油価格・物価高騰で特に影響を受けている子育て世帯の家計負担を軽減するため、「由利本荘市子育て応援券」を配布する。

2 名称

由利本荘市子育て応援券

3 実施主体

由利本荘市商工会

4 子育て応援券額

児童1人あたり1セット10,000円(1,000円×10枚綴り)

※5枚(5,000円)は大型店舗(1,000㎡以上)でも利用可とする。

5 対象児童

平成17年4月2日以降に生まれた方で、
令和5年4月1日時点で本市に住民登録されている方

※発行対象となるのは、約8千8百人。

6 事業スケジュール

(1) 加盟店募集

令和5年6月30日(金)～令和5年7月20日(木)

(2) 子育て応援券郵送期間

令和5年7月24日～令和5年8月10日(予定)

※子育て応援券は、市役所から対象世帯宛てにゆうパックで配達する。

(3) 子育て応援券使用期間

令和5年8月11日(金)～令和5年12月31日(日)

(4) 加盟店換金受付期間

令和5年8月14日(月)～令和6年1月31日(水)

1か月2回の精算(精算日は後日公開)

※加盟店からの換金請求(商品券回収)に基づき、指定口座へ送金する。

※換金受付窓口は、羽後信用金庫(由利本荘市内本支店)窓口とし、受付時間は通常営業時間内とする。

※換金手数料は、実施主体が負担するため加盟店による負担はなし。

※円滑な送金業務を実現するため、振込口座は羽後信用金庫を推奨する。

7 加盟店への登録資格

原則として由利本荘市内に店舗を有する飲食店、小売店とし登録料は無料とする。

8 その他

上記に記載の無い事項については、由利本荘市と協議の上、由利本荘市商工会が別に定める。